\circ	\circ	\circ	\bigcirc
国土審議会令 (平成十二年政令第二百九十八号) (抄) (第四条関係)	国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)(第	農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)(抄)(第	総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)(第一条関係)
関係)	(三条関係)	第二条関係)	関係)
	6		

○ 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(抄)(第一条関係)

(傍
線の
部分
は改
近部
分)

			3 2 第
令和六年三月三十一	(削る)	期	同定 自治 に (自治 で)
三十一日		限	掲ほは 再かは一る政の が、第 生 別 第 には 第 る、第 支 別 第 に で 、 事 事 次 七 援 政 条 す の 第 務
置法 (昭和二 奄美群島 (奄	(削る)	事	を表第 構 令 第 る 間 七条 第 の 特 例) 正 一
十九年法律第百八十九美群島振興開発特別措		務	案 「大に掲げる事務及び前二項に がは経済活性化支援機構 での間、株式会社東日 での間、株式会社東日 での間、株式会社東日 での間、株式会社東日 での間、株式会社東日 での間、株式会社東日 での間、大大会社東日 での間、それぞ
令	令		3 2 第 同定 か大す 組に三へ 表す自さ震る自織政条自
令和六年三月三十	令和五年三月三	期	のる治ど災事治及令 治 附下事行る事務行び運定治政 則 にの局 者ほ局営め行局 掲ほは 再かは一る政の
十 一 日	+ - 	限	る、第 支別第にまは掌 現事次七 援に七関で、事 現
置法(昭和二十· 奄美群島(奄美)	離島振興対策実施地域 に関すること。 に昭和二十八年法律第 に関すること。 に昭和二十八年法律第 に関立する	事	つの一 ので一事、条特 か上項 組定項務株第例 さ欄各 織め各を式一
昭和二十九年法律第百八十九島(奄美群島振興開発特別措	(東実施地域(離島振興法) (東京企画及び立案並びに) (東京企画及び立案並びに) (東京企画及び立案並びに) (東京企画及び立案並びに) (東京企画及び立案がで) (東京を) (東京の企画及び立案がで) (東京を) (東方を) (東方	務	行 行 行 (有) (有) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日

令和十三年三月三十一	令和九年三月三十一日		令和七年三月三十一日	
する過疎地域をいう。)の持続的発法律第十九号)第二条第一項に規定支援に関する特別措置法(令和三年支援に関する特別措置法(令和三年過疎地域(過疎地域の持続的発展の	関すること。関すること。	進に関すること。 進に関すること。 のな政策の企画及び立案並びに推 を第一項に規定する半島振興対策実 条第一項に規定する半島振興対策実 条第一項に規定する半島振興対策実 を第一項に規定する半島振興対策実	並びに推進に関すること。関する総合的な政策の企画及び立案定する振興山村をいう。)の振興に法律第六十四号)第七条第一項に規法律第六十四号)第七条第一項に規	に関すること。的な政策の企画及び立案並びに推進う。)の振興及び開発に関する総合号)第一条に規定する奄美群島をい
令和十三年三月三十一	令和九年三月三十一日		令和七年三月三十一日	
する過疎地域をいう。以下同じ。)法律第十九号)第二条第一項に規定支援に関する特別措置法(令和三年支援に関する特別措置法の持続的発展の過疎地域(過疎地域の持続的発展の	関すること。関すること。	進に関すること。 進に関すること。 のな政策の企画及び立案並びに推 を第一項に規定する半島振興対策実 条第一項に規定する半島振興対策実 条第一項に規定する半島振興対策実 を第一項に規定する半島振興対策実 を第一項に規定する半島振興対策実 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する総 のの表現に関する。	並びに推進に関すること。関する総合的な政策の企画及び立定する振興山村をいう。)の振興法律第六十四号)第七条第一項に法律第六十四号)第七条第一項に振興山村(山村振興法(昭和四十	に関すること。的な政策の企画及び立案並びに推的な政策の企画及び立案並びに推う。)の振興及び開発に関する総号)第一条に規定する奄美群島を

1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
離島振興対策実施地域(離島振興対策 実施地域をいう。)の振興に関する 三条第一項に規定する離島振興対策 総合的な政策の企画及び立案並びに 総合的な政策の企画及び立案並びに	立案並びに推進に関すること。
_	
新設)	
(新設)	こと。の企画及び立案並びに推進に関するの持続的発展に関する総合的な政策

○ 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

令和七年三月三十一	令和六年三月三十一	(削 る)	期	務をつかさど の表の上欄に 開門 の表の上欄振	
三十一日	三十一日		限	り る 日 ま 第 務	改
(昭和六十年法律半島振興対策実施	で関すること。 で関すること。 のな政策の企画 のな政策の企画 のな政策の企画 のな政策の企画	(削る)	事	での間、それぞれの特例)	正
十年法律第六十三号)第二对策実施地域(半島振興法	画及び立案並びに推進 規定する奄美群島をい 規定する奄美群島をい 規定する奄美群島をい		務	同表の下欄に掲げる事務のほか、	案
				事 次 ————————————————————————————————————	
令和七年三月一	令和六年三月	令和五年三月	期	務をつかさど の表の上欄に (農村振興局	
三十一日	三十一日	三 十 一 目	限	掲げる日までの間、興局は、第九条第一の所掌事務の特例)	現
(昭和六十年法半島振興対策実	を で関すること。 で関すること。 で関すること。 で関すること。 で関すること。	離島振興対策実施 一項の離島 一条第一項の離島 でいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいう。)の振興をいること。	事		
昭和六十年法律第六十三号)第二島振興対策実施地域(半島振興法	に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。	一十八年法律第七十二号)第 一十八年法律第七十二号)第 可の離島振興対策実施地域 の振興に関する総合的な 一十八年法律第七十二号)第	務	それぞれ同表の下欄に掲げる事項各号に掲げる事務のほか、次	行

日和十五年三月三十一	日 日 日 日 一 日 一	令和九年三月三十一日	
世界の でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する総合的な でいう。)の振興に関する。	立案並びに推進に関すること。 展に関する総合的な政策の企画及びする過疎地域をいう。)の持続的発 法律第十九号)第二条第一項に規定 法援に関する特別措置法(令和三年 支援に関する特別措置法の対	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 を適及び立案並びに推進に関するこ と。	ること。
(新設)	令和十三年三月三十一 日	令和九年三月三十一日	
(新設)	立案並びに推進に関すること。 展に関する総合的な政策の企画及びする過疎地域をいう。)の持続的発 法律第十九号)第二条第一項に規定 支援に関する特別措置法(令和三年 支援に関する特別措置法の	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 特殊土壌地帯をいう。)の災害の防 を及び振興臨時措置法(昭和二十七 と。	ること。 策の企画及び立案並びに推進に関すいう。)の振興に関する総合的な政外の振興に関する総合的な政务第一項の半島振興対策実施地域を

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	I		1	第		
	(削 る)			かさどる。 (国土政策局	附則	
			限	お日までの間、祭の所掌事務の		改
号)第一条 置法(昭和	(削る)	(削 る)	事	そ 条 名 号 に れ		正
第一条に規定する奄美に、(昭和二十九年法律第天群島(奄美群島振興開				表の下欄に掲げる事務のほ		案
群島をい発特別措			務	げる事務をつか、次の表の		
			ı	 第		
		令和五年三月三月三	期	かさどる。 上欄に掲げる 二条 国土政 (国土政策局	附則	
	月 三 十 一 日		限	日 ま る 所 掌 あ の が 事		現
号)第一条に規定置法(昭和二十九 産美群島(奄美群	画に関すること。 以下同じ。)に関する関係行政機関する関係行政機関計画(解	立案並びに推進に関するこ 関に関する総合的な政策の 興に関する総合的な政策の 関に関する総合的な政策の が表第一項に規定する離島 に関する総合的な政策の が表現して、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事	、それぞれ同表五条各号に掲げの特例)		
第一条に規定する奄美群島(昭和二十九年法律第百八群島(奄美群島振興開発特	(離島振興法第四条第 (離島振興計画をいう に基づく公共事業に に基づく公共事業に	に推進に関すること。 に推進に関すること。 をいう。以下同じ。)の項に規定する離島振興対項に規定する離島振興対		の下欄に掲げる事務をつる事務のほか、次の表の		行
奄 第 第 第 5	経費の	が、一同じの金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金		にの		

—————— 令和 七 年 三				令和六年三月三十	
七年三月三十一日	-			月 三 十 一 日	
条第一項に規定する半島振興対策実(昭和六十年法律第六十三号)第二半島振興対策実施地域(半島振興法	。	的な振興及び開発に関すること。原諸島をいう。以下同じ。)の総合九号)第四条第一項に規定する小笠別措置法(昭和四十四年法律第七十別生の諸島(小笠原諸島振興開発特	の行う業務に関すること。独立行政法人奄美群島振興開発基金	画に関すること。 関する関係行政機関の経費の配分計 の以下同じ。)に基づく公共事業に 定する奄美群島振興開発計画をいう 定する奄美群島振興開発計画をいう	並びに推進に関すること。関する総合的な政策の企画及び立案の、以下同じ、)の振興及び開発に
		T			
令和七年三月三十一日	•			令和六年三月三十一日	
条第一項に規定する半島振興対半島振興対策実施地域(半島振興対策実施地域(半島振	。 の振興に関する総合的な政 でする振興山村をいう。以下 定する振興山村をいう。以下 に関する総合的な政 に関する総合的な政 に関連に関する総合的な政 に関連に関する総合的な政 に関連に関する総合的な政	的な振興及び開発に関すること。原諸島をいう。以下同じ。)の紅爪号)第四条第一項に規定するが別措置法(昭和四十四年法律第4小笠原諸島(小笠原諸島振興開発	の行う業務に関すること。独立行政法人奄美群島振興	電美群島振興開発計画(奄美 ・以下同じ。)に基づく公共 でする奄美群島振興開発計画 に基づく公共 の以下同じ。)に基づく公共 のは、 のは、 のに関すること。	並びに推進に関すること。 関する総合的な政策の企画

Ţ	10000000000000000000000000000000000000	日 令和十三年三月三十一	令和九年三月三十一日	
離島振興対策実施地域(離島振興法 「昭和二十八年法律第七十二号)第 二条第一項に規定する離島振興対策 実施地域をいう。以下同じ。)の振 興に関する総合的な政策の企画及び 立案並びに推進に関すること。 離島振興計画(離島振興法第四条第 一項に規定する離島振興対策		の企画及び立案並びに推進に関するの持続的発展に関する総合的な政策する過疎地域をいう。以下同じ。)支援に関する特別措置法(令和三年支援に関する特別措置法(令和三年」	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防時殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並する総合的な政策の企画及び立案がでに推進に関すること。	案並びに推進に関すること。に関する総合的な政策の企画及び立施地域をいう。以下同じ。)の振興
	(新設)	10000000000000000000000000000000000000	令和九年三月三十一日	
新設)	(新 設)	の企画及び立案並びに推進に関するの持続的発展に関する総合的な政策する過疎地域をいう。以下同じ。)支援に関する特別措置法(令和三年支援に関する特別措置法(令和三年支援に関する特別措置法(令和三年方援に関する特別措置法(令和三年方援に関する特別措置法(令和三年方法)	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害の防除及び振興 に。)の災害の防除及び振興 規定する特殊土壌地帯をいう。 規定する特殊土壌地帯をいう。 がに推進に関すること。	案並びに推進に関すること。に関する総合的な政策の企画施地域をいう。以下同じ。)

令和十五年三月三十一	令和九年三月三十一日 令和七年四月一日から	令和七年三月三十一日	(削る)	るものとする。 げる期間において、 号中「及び豪雪地帯 七条 国土政策局総 (国土政策局総務課	れるものとする。 国土政策局特別地かれるものとする。 国土政策局離島振		
、豪雪地帯対策分科会及び離島振興	芸が一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、	及び離島振興対策分科会策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、高雪地帯対策分科会、山村振興対	(削る)	ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み分科会」とあるのは、次の表の上欄の所掌事務については、第六十三条掌事務についての読替え)	の下欄に掲げる字句にとあるのは、次の表の務については、第六十ついての読替え)	域振興官は、令和六年三月三十一日まで置か島振興課は、令和十五年三月三十一日まで置興課等の設置期間の特例)	画に関すること。関する関係行政機関の経費の配分計
(新設)	令和九年三月三十一日 令和七年四月一日から	令和五年四月一日から 令和五年四月一日から	令和五年三月三十一日	のとする。 学中「及び豪雪地帯対策 学中「及び豪雪地帯対策 第七条 国土政策局総務課 の国土政策局総務課	れるものとする。 2 国土政策局特別地域振第六条 国土政策局離島振第計 (国土政策局離島振興課		
(新設)	地帯対策分科会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宗分科会及び特殊土壌地帯対策分科会、 。豪雪地帯対策分科会、 山村振興対	特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対、豪雪地帯対策分科会、離島振興対	て、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲局総務課の所掌事務については、第六十三条第四務課の所掌事務についての読替え)	。別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置か。 局離島振興課は、令和五年三月三十一日まで置か。 局離奥振興課は、令和五年三月三十一日まで置か島振興課等の設置期間の特例)		

の配分計画に関すること。	一次には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	日までの間対策分科会
の配分計画に関すること。 一 離島振興計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費び立案並びに推進に関すること。		

○ 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)(抄)(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

		第	
(削 る)	期限	の表 課とと (分科会の) (分科会の所) (別の表の) (別の。) (別の表の) (別の。) (別の。) (別の。) (別の。) (別の。) (別の。) (別の。)	
(削 る)	分科会	の の の うち、 それぞれ の の の の の の の の の の の の の	改
(削 る)	法律の規定	項の表の上欄に掲げているの表の上欄に掲させられた事項に属させられた事項にあるが、それぞれ同表の規定とがでいる。とれぞれ同表のがが、とれぞれに事項がある。とれぞれが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが	正案
(削 る)	課	別第二条第一項の課の欄に掲げる分科会のほかに掲げることを処理することをのほうることをのほかのほかのほかのほかのほかのほかののほかのほかのほかのほかのほかのほかのほか	
		第の表課と律会の、二(
月 三 和 五 十 一 日 三	期限	表の所に、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これ	
科	分科会	(で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項 (で、第二条第一項	現
第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条 第二十一条	法律の規定	は、 に属させられた に属させられた に属させられた での間、 それぞれ同表の 規定の での間、 での間、 での間、 での間、 での間、 でれぞれ。 での間、 での形 に事項を での表の 上欄 に掲げる	行
離 国土 交 通	課	がる分科会のほか 一項 一項 の欄に掲げる に掲げる で処理すること が事務は、審議 でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが	

-1			
3 で協力を得て 第分科会の庶 第分科会の庶	日 三 令 月 和 三 十 十 五 一 年	月 三 十 十 一 日 三 十 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	月三十一日
表令和十五年三策分科会につい処理するものと務は、農林水産において、山村	科会	策 殊 土 壌 地 帯 対	山村振興対策分 (1)
日 の 項 中 一 田 の 項 中 三 一 の の の の の の の の の の の の の	離島振興法(昭 和二十八年法律 一年第五項におい 一条第五項におい を含む。)及び を含む。)及び を含む。)及び	等 所	山村振興法(昭 十二条 二十二条 に十二条
第二十一条」 一一日まで 三十一日まで	離 国 王 政策 通 課 局	地 国 土	地方振興課国土交通省
と の 課 対			
新設)の協力を得て新行の協力を得ての協力を得て	(新 設)	月 完 和 十 十 一 日 三	月三十一日
処理するものとする。 務は、農林水産省農業	(新 設)	策	科会山村振興対策分
農村振興局農村政興対策分科会及び	(新 設)	等 事 防除及び振興 第九十六号)第 二条第一項及び 三条第一項及び 三条第一項及び	山村振興法(昭 十二条 二十二条 に十二条 に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して
する。 省農村振興局農村政策部地域振興課振興対策分科会及び特殊土壌地帯対	(新設) (新設)	等所除及び振興 事防除及び振興 第九十六号)第 二条第一項、第 二条第一項及び 三条第一項及び 地方振興課	二十二条二十二条二十二条二十二条二十二条二十二条二十二条

	条第三項」とする。
正後の離島振興法第三	規定の例によることとされた同法による改一
項の規定によりその	(令和四年法律第 号)附則第二条
の一部を改正する法律	あるのは、「第二十一条並びに離島振興